

「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」
答申(案)に対する意見及びその考え方(案)

平成19年9月20日
情報通信審議会

総論

意見	考え方
意見1 答申(案)は、IP化の進展等の環境変化を踏まえ、接続料の低廉化・今後の接続料の安定的な推移を図るものであり、概ね賛同。	考え方1
答申案は、IP化の進展等の環境変化を踏まえつつ、接続料の低廉化・今後の接続料の安定的な推移を図る内容と理解しており、概ね賛同いたします。 (ウィルコム)	-

序章 はじめに

意見2 今後の接続料算定の制度設計においては、NTT東西のPSTNからIP網への具体的な移行スケジュールの開示の重要性が一層高まっている。	考え方2
電気通信市場における環境変化について、弊社も答申(案)と同様の認識をしております。特にNTT東西の0AB～J-IP(ひかり電話)が顕著な伸びを示しており、今後の接続料算定についての制度設計においては、NTT東西のPSTNからIP網への移行計画及びマイグレーションの具体的なスケジュールの開示の重要性が一層高まったと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	PSTNからIP網への移行やビジネスモデルの多様化等、IP化の進展による市場環境の変化は、固定電話の接続料算定に大きな影響を与えることから、NTT東西においては可能な限り前広にIP網への具体的な移行計画等を明らかにするよう努めていくことが望ましい。 なお、行政当局においても、次世代ネットワークなどのIP網への移行状況及びそれに伴う固定電話の接続料算定への影響を念頭に置きつつ、答申(案)で示した各接続料算定方式の選択肢の採用の可能性・課題について、今後、更に検討を深めることが必要である。

第1章 新モデルの評価

意見3 平成20年度以降の接続料算定に新モデルを採用する答申(案)の内容に賛同。	考え方3
新規投資抑制やIP化の進展といった環境変化を概ね適切に取り込んだ新しいLRICモデルに賛同いたします。 (KDDI) 第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対する接続料算定方式としては、非効率性の排除・透明性の確保の観点から長期増分費用方式を採用することが適当であり、長期増分費用方式の採用を継続するという、本答申(案)の内容に賛同します。	-

<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>より実態に即したものであり、また新モデルによる試算コストも低減していることから、20年度以降の接続料算定に新モデルを採用することに賛成します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p> <p>弊社としても、公正競争を確保するためには、NTT東西の接続料算定の在り方について、恣意性、非効率性を排除し、透明性を確保することが必須と考えており、答申(案)のとおりと認識しています。</p> <p>長期増分費用モデルに代わりうる適切な手法が見当たらない以上、平成20年度の算定モデルとして本モデルが引き続き採用されることに基本的に賛成します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見4 光ファイバの経済的耐用年数については、光ファイバの技術的進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>新モデルにおける光ファイバの経済的耐用年数に係る今回の推計に関しては撤去法が用いられ、過去の光ファイバ撤去実績が重視されていますが、当該実績は、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 黎明期の光ファイバは技術的には現在ほど安定していなかったと考えられること - 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること - 最近ビル等の建て替え頻度も以前と比べ多くなく、光ファイバケーブルの再敷設が少ないと考えられること <p>といったことを考慮すると、現在稼働中の光ファイバの撤去予測年数より相当短いと推察されることから、過去の撤去実績のみで経済的耐用年数を推測すべきではないと考えます。</p> <p>したがって、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用する、撤去されていない稼働中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、光ファイバの技術的進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>今回の光ファイバの経済的耐用年数の見直しは、昨今の光ファイバの新規取得量が急速に拡大している状況にあって、第二次モデル以降、その見直しの検討がなされてこなかったことから、最新の設備利用状況等を踏まえつつ、直近の新規取得量の急激な拡大の影響が現れにくい撤去法を採用し、決定係数及び推計の精度が高いゴンペルツ関数及びワイブル分布を残存関数として推計した結果によるものであり適切なものと認められる。</p> <p>なお、指摘にある技術的進展による耐用年数の長期化の加味については、それを裏付けるだけの客観データがなく、算定条件の中立性を確保できない可能性があることから適当でない。</p>

<p>意見5 第三次モデルよりも実際費用が低い値となっていることから、今後、その乖離幅を注視し、今後の推移により所要の措置を講ずるための検討が必要。</p>	<p>考え方5</p>
<p>(平成17年度実績通信量を元に第三次モデルを用いて算出した場合)第三次モデル7,059億円に対し、実際費用が6,263億円と、実際費用のほうが低い値となっているため、今後、長期増分費用モデルにて算定を続ける場合でも、実際費用額の検証を並行的におこない、その乖離幅を注視し、今後の推移によっては所要の措置を講じることも検討する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>実際費用は、試算結果によると、長期増分費用よりも低くなっているが、両者の差は縮小傾向にあり、新モデルにおいても、PSTNへの投資抑制等の実態を反映した見直し等により一定のコスト削減が図られている。</p> <p>このことから、答申(案)に示したとおり、現時点で実際費用の方が低い値であることをもって直ちに長期増分費用方式の有用性の有無を判断するのは適切とはいえないが、今後も両者の乖離幅について注視し、必要に応じ、要因分析の検討を行うことが必要である。</p>
<p>意見6 PHS基地局回線においては、長期増分費用モデルと実際費用の逆転現象が平成16年度より一貫して発生していること等を考慮し、実際費用と長期増分費用モデルとの比較を行なう等、長期増分費用モデル適用の是非について検討することが必要。</p>	<p>考え方6</p>
<p>答申案では、「現時点で実際費用の方が低い値であることをもって直ちに長期増分費用方式の有用性の有無を判断するのは、適切とはいえない。」とされております。</p> <p>しかしながら、PHS基地局回線においては、以下の点を考慮して、再度、実際費用と長期増分費用モデルとの比較を行なう等、長期増分費用モデル適用の是非についてご検討いただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期増分費用モデルと実際費用の逆転現象は平成16年度より一貫して発生していること ・ 光ファイバを用いたサービスが進展する中、長期増分費用モデルがPSTNサービスを基本としてコスト計算を行なっていることを考えると、この現象は継続する可能性が高いと想定されること ・ 端末回線において、長期増分費用モデルを利用しているのはPHS基地局回線のみであること <p>(ウィルコム)</p>	<p>実際費用は、試算結果によると、長期増分費用よりも低くなっているが、両者の差は縮小傾向にあり、新モデルにおいても、PSTNへの投資抑制等の実態を反映した見直し等により一定のコスト削減が図られるとともに、ドライカップ電話の回線数を考慮し費用配賦を行うことにより端末回線コストも抑制されたものとなっている。</p> <p>このことから、答申(案)に示したとおり、長期増分費用と実際費用が今後どのように推移していくかは現時点では正確に判断できないことから、PHS基地局回線コストを含め、現時点で実際費用が低い値であることをもって直ちに長期増分費用方式の有用性の有無を判断することは適切とはいえないが、今後も両者の乖離幅について注視し、必要に応じ、要因分析の検討を行うことが必要である。</p>

第2章 NTSコストの扱い

<p>意見7 NTSコストのうちの「き線点RT - GC間伝送路コスト」を接続料原価に算入し事業者間で公平に負担するという答申(案)の内容に賛同。</p>	<p>考え方7</p>
<p>ユニバーサルサービス基金制度について、今回その一部が利用者負担抑制の観点で利用者負担から事業者負担に見直される中で、NTSコストのうちの「き線点RT - GC間伝送路コスト」をNTT東西のみが負担することは、全国均一料金により高コスト地域でサービスを維持していくことを困難にするとともに、競争の公平性を損なうという問題があることから、この伝送路コストについて、限定されたものであるものの、接続料原価に算入し事業者間で公平に負担するという答申(案)の内容は、ユニバーサルサービスを維持していくために最低限必要な見直しであるという点で賛同いたします。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>ユニバーサルサービス基金制度の一部が利用者負担抑制の観点から見直されることに伴い、NTSコストについては、「ユニバーサルサービス制度の補てん対象額と密接に関連しているNTSコストの扱いについて検討を行うことが適当」とし、「補てん対象額の算定方法の見直しは、実質的には、き線点RT - GC間伝送路に係るNTSコストをNTT東西のみが負担するという結果になること」を踏まえ、その費用を接続料原価に算入するとして答申(案)の内容について、賛同します。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>-</p>
<p>意見8 NTSコストは基本料で回収されるべきコストであり、き線点RT - GC間伝送路に係るコストを接続料原価に算入することは不適當。</p>	<p>考え方8</p>
<p>本来は、ユニバーサルサービス制度の交付金額の算定ルール見直しと、接続料の問題は、別個に議論されるべきと考えます。</p> <p>今回、NTSコストの見直しが行われていますが、NTSコストは基本料で回収されるべきコストであり、その金額を平成17年度以降、接続料から控除することについては、平成16年度に整理済みであって、見直しは適当ではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>き線点RT - GC間伝送路コストについては、NTSコストであるため、接続料原価から除くことが原則であり、基本料の中で回収すべきと考えます。</p>	<p>今回のき線点RT - GC間伝送路に係るNTSコストの扱いは、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しにより、実質的に当該NTSコストをNTT東西のみが負担する結果となることを踏まえ、当該コストをNTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するようには必要があることから、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入することとするものである。</p> <p>したがって、当該措置により、き線点RT - GC間伝送路が加入者回線の一部であり、その費用をNTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収するという原則を変更するものではない。</p>

(九州通信ネットワーク)

NTSコスト全体は、平成17年度以降の接続料算定の在り方について答申(平成16年10月19日、以下「前答申」といいます。)の内容を維持するべきであり、本答申(案)の「き線点RT-GC間伝送路に係るコストを接続料原価に算入する」ことについて反対します。

(趣旨説明)

(1)前答申にある次の理由は、現在でも有効と考えます。

通信量の減少局面において、通信量の増減に感応しないNTSコストを接続料原価に含めることは、接続料単価の大幅な上昇を招き、ひいては通話料の上昇を招来し、その結果、更なる接続料や通話料の上昇を引き起こすといった悪循環に陥る可能性があること。

本来NTSコストを通話料に含める料金政策の考え方は負担能力を考慮することにあつたが、現在は、サービスの選択肢の多いブロードバンドサービスの利用者の負担を軽減し、その分を他に選択肢がない既存の固定電話サービスの利用者に負担させる結果となっていること。

(2)ユニバーサルサービス制度見直しによる補填額の減額よりも、「き線点RT-GCコスト」の接続料原価への算入額が、上回る可能性があります。この場合、今回の見直しの理由としているNTT東西及び接続事業者との「公平な負担」との整合性が問われます。

(3)ユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法の変更に起因するものですが、利用者、設備保有者(NTT 東西)及び接続事業者間の受益と負担の形態についての整理が前提であると考えます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

平成16年10月19日情報通信審議会答申において、NTSコストは本来基本料で回収すべきと整理されており、NTSコストは基本料にて回収されるべき費用範囲であるため、接続料に含めるべきではないと考えます。

また、ユニバーサルサービス制度の補填対象額の算出方法の見直しにより発生

<p>した補填額の不足分を接続料にて吸収することは、接続料算定の趣旨とは異なる と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見9 き線点RT - GC間伝送路に係る費用のうち、接続料原価に算入する費用 は、実際のネットワークにおけるRT設置局の局舎に係る費用としているが、これ は、全ての局舎に係る費用、あるいはユニバーサルサービス制度の補てん対象 である局舎に係る費用にすべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>答申(案)において、「き線点RT～GC間伝送路コスト」のうち、現実のネットワー クにおけるUC設置局である局舎の費用は、従来どおり基本料コストに整理すること とされていますが、競争事業者は、ドライカップ電話の提供において、UC局にコロケ ーションにより集線機能を有するRT装置等を設置し、RT装置等～交換機間の中継 伝送路コストをTSコストとして接続料により他事業者から回収しています。このよう に、コロケーションによるオープン化を通じた設備ベースの競争が進展する中で、 料金により回収するコストの範囲を設備の機能(集線の有無)によるTS / NTSの 区分のみに従って決めることは競争の公平性を損なうことから、全ての局舎の「き 線点RT～GC間伝送路コスト」を接続料原価で回収することが必要であると考えま す。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>接続料原価に算入するにあたり、「実際のネットワークにおけるRT設置局である 局舎の当該伝送路費用に限ることが適当」とされていることについては、5月22日 の「電気通信事業部会・接続委員会 合同公開ヒアリング」において述べたとおり、 基本料は収容局内の加入者回線設備のコストを回収する料金として設定され ており、現行料金水準で収容局を跨る中継伝送路コストを負担することは不可 能なこと 高コスト要因であるき線点RT～GC間の中継伝送路コストの基本料への付替 えは、NTT東西のみで当該コストを負担することになるとともに、競争事業者 がNTT東西に支払う接続料が付替えの分低廉化されるため、競争の公平性を 損なうこと 競争事業者のドライカップ電話は、コロケーションにより集線機能を有するRT 装置を設置し、RT～交換機間の中継伝送路コストをTSコストとして接続料に より他事業者から回収するなど、コロケーションによるオープン化を通じた設備</p>	<p>今回のき線点RT - GC間伝送路に係るNTSコストの扱いは、ユニバー サルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しにより、実質的 に当該NTSコストをNTT東西のみが負担する結果となることを踏まえ、 当該コストをNTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担するよ うにする必要があることから、あくまでも当分の間の措置として、従量制 接続料の原価に算入することとするものである。</p> <p>上記趣旨にかんがみれば、接続料原価に算入する費用は必要最小 限のものに限られるべきである。この点、実際のネットワークにおいて は、長期増分費用モデル上のRT局に必ずしもRTが設置されているとは 限られないことから、指摘にある接続料原価に算入する費用について は、答申(案)に示したとおり、長期増分費用モデルで算定された収容局 別のき線点RT - GC間伝送路費用のうち、実際のネットワークにおける RT設置局である局舎の当該伝送路費用に限ることが適当である。</p>

<p>ベースの競争が進展する状況においては、料金により回収するコストの範囲を、設備の機能(集線の有無)によるTS / NTSの区分のみに従って決めることは、競争の公平性を損なうことから、全ての局舎におけるき線点RT ~ GC間伝送路コストを接続料原価で回収することが必要であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>今回接続料原価に算入する「実際のネットワークにおける RT 設置局である局舎のき線点 RT-GC 間伝送路費用」については、今回のユニバーサルサービス制度見直しに伴う NTT 東西への補てん額の縮小に対応した費用という趣旨から、ユニバーサルサービスにおいて補てん対象である局舎の費用に限定すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見10 今回の見直しは暫定的措置であることを明確化するとともに、今後、見直しの検討に当たり、NTS コストは基本料対応費用であることを前提として議論が行われるべき。</p>	<p>考え方10</p>
<p>今回の見直しは、ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、やむを得ず「当分の間の措置」として行われるものであると理解しています。ただし、トラフィック減少等の環境変化も予想されるため、今後も見直し後の接続料水準の動向を注視して頂きたいと考えます。</p> <p>また、本来どのような場合に整理済みのルールを変更することが可能なのか等を、制度の予見性・透明性を高めるため、予め整理しておくことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>そもそも NTS コストは基本料対応費用であり、接続料原価に含めるべきものではないと明確に整理されたものであることから、仮に接続料においてユニバーサルサービス費用の一部をまかなうことが必要とされた場合でも、今回の制度変更はあくまでも暫定的な措置であることを明確化すべきであると考えます。</p> <p>また、本答申(案)において「平成 20 年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点 RT-GC 間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当」とされていますが、この検討にあたっては、当然ながら、き線点 RT-GC 間伝送路費用</p>	<p>答申(案)に示したとおり、き線点RT - GC間伝送路に係るコストは、NTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、当該コストの接続料原価への算入は、あくまでも当分の間の措置として行うものである。この点を踏まえ、平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT - GC間伝送路費用の扱いを含めて結論を得ることが適当である。</p>

<p>を含む NTS コストは基本料対応費用であることを前提として議論が行われるべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>P.22、P.24ページでは、当分の間の措置であり、平成20年度にユニバーサルサービス制度の在り方の見直しにあわせて接続料も見直すことが前提ならば、接続料への付替えは時期尚早であり、ユニバーサルサービス制度の見直し後に、接続料の費用範囲も考慮しつつ慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見11 NTS コストの一部が接続料原価に算入された場合、これに伴うレートベースの増加によりNTT東西の報酬額の部分的な上昇をもたらすこととなるため、算出方法を含め、接続料とは別体系で整理すべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>仮に本答申(案)に沿い NTS コストの一部が接続料原価に移行されたとしても、移行に伴うレートベースの増加により NTT 東西の得る報酬額が上昇することは適切でないと考えます。本来基本料対応費用でありながらも、ユニバーサルサービス費用の一部を補うべく接続料から回収するとされる部分に関しては、その他の接続料原価と同様に扱うのではなく、接続料とは別の体系で必要額のみ回収する整理とすべきであると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>もし、ユニバーサルサービス制度の補填額の算出方法見直しにより発生する補填額の不足分を接続料に吸収させる必要があるならば、本来接続料とNTSコストは分けるべきであるため、接続料に吸収させるのではなく、算出方法も含め別コストとして整理すべきと考えます。</p> <p>なお、本答申(案)に基づき、NTSコストの付替えに関して特例的に再度の変更が行われ、接続料原価に整理済みのNTSコストの一部を戻すことになれば、原価算定における資産価値が増加し、結果的にNTT東西の報酬額について部分的な上昇をもたらすこととなります。特例的な措置として他の設備と同じ報酬率を適用すべきなのかどうか議論の余地があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>考え方9にも示したとおり、今回のき線点RT - GC間伝送路に係るNTSコストの扱いは、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直しにより、実質的に当該NTSコストをNTT東西のみが負担する結果となることを踏まえ、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入し、指摘にある報酬額(今回の措置により接続料原価に算入されるコストに占める割合は25%程度)の部分も含めて、NTT東西の利用部門を含む各事業者が公平に負担することとするものである。</p>

第3章 接続料算定に用いる入力値の扱い

<p>意見12 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものが適当との答申(案)に賛同。</p>	<p>考え方12</p>
<p>「前年度下期実績及び当該年度の上期予測」を引き続き採用することとした報告書の結論は一定の合理性があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>入力値の取り扱いといった基本的なルールは、制度の安定性の観点から、頻繁に変更すべきものではないと考えており、接続料算定に用いる通信量、その他入力値について、「現行どおりとすることが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p> <p>NTT東西の主張する14ヶ月予測では、予測値と実績値の乖離幅が大きく、算定に用いる通信量として信頼性があるとは認められないと弊社も考えます。現行の前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものが適当との答申(案)に賛成します。</p> <p>また、乖離幅が大きな入力値を採用することになれば、結局、翌年度に事後精算が必要となり、双方に事務処理の煩雑さをもたらすほか、接続料が不安定となるため接続事業者の経営への影響が懸念されます。少なくとも事後精算制度を前提とした入力値の設定は行うべきではないと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見13 通信量の変動に伴うコスト未回収が生じないよう、適用年度の通信量を反映させることが必要。</p>	<p>考え方13</p>
<p>通信量が継続して減少する中で、適用年度以前の多い通信量をもとに接続料を設定することは、NTT東西の指定設備管理部門(以下、管理部門という)に対してコスト未回収を発生させることとなります。</p> <p>通信量の需要喚起努力はNTT東西の利用部門や接続事業者が負うものであり、管理部門に通信量の変動リスクを負担させる仕組みは極めて不合理であり、ユニバーサルサービスである固定電話の維持が困難となることから、管理部門に通信量の変動に伴うコスト未回収が生じないよう、適用年度の通信量を反映させるこ</p>	<p>通信量については、NTT東西の接続料収入が過少となることを回避する観点から、本来、モデルの適用年度のものを用いるのが望ましい。しかしながら、予見性確保等の観点から適用年度開始前に接続料を設定することが適当であり、また、適用年度開始前に実績値を把握することが不可能であることを考慮すれば、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用することが適当である。</p> <p>こうした点を踏まえ、予測通信量として3つの方法を比較考量した結</p>

とが必要と考えます。

答申(案)では、信頼性のある予測という点から適用年度の前年度下期実績と当年度上期予測の合計を用いることとされています。しかしながら、通信量の減少テンポが毎月同一であることは現実であり得ず、予測値と実績値に多少の差が生じざるを得ない中で、答申(案)において試算されている予測値は、いずれの期間の予測であっても実績値との乖離幅がわずか数%にしか過ぎず、上期分と通年分で予測精度が大きく異なるとは考えられないことから、上期分のみ予測値を用いることは合理的でないと考えます。

また、答申(案)では、IP化の急速な進展により今後PSTNの加入数が急激に減少する可能性があること等を踏まえて、14ヶ月予測による信頼性のある予測通信量の策定は困難であるとされていますが、その場合、通信量が直近のトレンドからさらに減少することから、管理部門に生じるコスト未回収が一層拡大するという問題が生じるため、これを理由とすることも合理的でなく、むしろ、早急に適用年度の通信量を反映することが必要であると考えます。

(NTT東日本)

固定電話トラヒックが引き続き減少傾向にある中で、トラヒック等の需要データを適用年度に合わせない場合、当該年度のコスト総額を回収できないという構造的な問題があることから、適用年度の実績トラヒック等を反映した接続料とすることが必須であると考えます。

仮に、平成20年度以降の接続料算定に用いる通信量として、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を採用した場合、NTT東西の指定設備管理部門は自らコントロールできない通信量の減少という要因により、長期増分費用モデルで算定されたコストの回収ができないこととなります。

答申(案)における予測通信量と実績通信量の乖離幅は、いずれの期間の予測も、わずか数%にしか過ぎないにも関わらず、当年度予測値(14ヶ月予測)について信頼性が確保されないとしています。適用年度の通年トラヒックをもとに接続料を算定することにより、接続料算定期間と適用期間を一致させ、コスト総額を回収できないという構造的な問題を解決することが先決であると考えます。

さらに、IP化の急速な進展により、今後PSTNの加入者が急激に減少した場合は、期間のずれによるコスト未回収が一層拡大するという問題が生じることから、適用年度の通年トラヒックを用いる必要があると考えます。

(NTT西日本)

果、最も信頼性が高いものとして「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を引き続き採用することが適当であることは、答申(案)に示したとおりである。

なお、今後のIP化の急速な進展による固定電話回線数や通信量の減少等の推移を踏まえ、通信量の扱いを含め、今後の接続料算定の在り方について、多面的に検討を行うことが適当である。

第4章 接続料における東西格差

意見14 東西均一接続料を採用する答申(案)の考え方に賛同。	考え方14
<p>答申(案)のとおり、東西別接続料を設定することによりユーザ料金に東西格差が生じる可能性がある中で、十分な社会的コンセンサスを得ることは困難と考えられることから、引き続き、東西均一の接続料金を維持することは適切であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>固定電話のユーザ料金については全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強く、東西別接続料にすることによりユーザ料金に東西格差が波及するおそれがあるため、ユーザのみならず経済界や地方自治体等も含めた社会的コンセンサスを得ることが容易ではないことから、答申(案)において「これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当」とすることに、賛同します。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>「東西均一接続料を採用することが適当」という答申(案)の考え方は、「円滑な接続を実現し、利用者の利便の確保及び競争の促進を図る」という接続制度本来の目的に合致したものであり、賛成します。</p> <p>次回の接続料算定の在り方検討にあたっては、この接続制度本来の目的に基づき議論されるべきと考えます。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p> <p>加入電話サービスは、国民生活に不可欠なユニバーサルサービスであり、これまで長期間にわたって全国均一料金が適用され、国民経済や生活に深く浸透した社会・経済活動の基盤であります。また、市内通話については、平成17年にユニバーサルサービスの対象外とされておりますが、報告書にも記載の通り、社会・経済活動の基盤としての重要性には変わりはないものと考えます。</p> <p>仮に、接続料を東西別の接続料とした場合、西日本エリアにおいて電話料金が引き上げられるおそれがあり、商工会地域中小零細企業の経済活動や生活に大きな影響を及ぼすことが予想されます。</p> <p>従って、接続料の設定にあたっては、西日本経済が発展していく上での妨げとな</p>	

らないよう、東西均一の接続料を維持することを強く要望いたします。今回の報告書では、「東西均一接続料を維持することが適当」とされており、全面的に賛成いたします。

(山口県商工会連合会)

接続料の対象となる加入電話サービスは、ラストワンマイルを有する全国を網羅した通信インフラである。こうしたユニバーサルサービスは、国民が平等に使用できることを基本としており、国民経済や生活に深く浸透した社会・経済基盤そのものである。一方で、これら通信インフラを構築・維持するには歴大な設備コスト負担を伴い、大需要地東京圏を抱える東日本と、比較的小さな需要地が広く分散する西日本エリアでは自ずと費用収益構造に格差が生じる。

仮に東西別接続料とした場合、西日本エリアにおいては電話料金の値上げにつながるおそれがあり、企業経営や生活等への影響はもとより、デジタルデバイドの拡大を通じ、更なる地域間格差を助長する重大な問題へと波及しかねない。

今後の接続料の設定にあたっては、現在においても全国的な景気回復から遅れが生じている四国地域経済の足かせとならないよう、東西均一の接続料を維持することを強く要望するものである。このような観点から、今回の答申(案)において、東西均一接続料を維持することが適当とされていることは、誠に妥当で、全面的に賛成するものである。

(四国経済連合会)

加入電話サービスは、国民生活に不可欠なユニバーサルサービスであり、これまで長期間にわたって全国均一料金が適用され、国民経済や生活に深く浸透した社会・経済活動の基盤であります。また、市内通話については、平成17年にユニバーサルサービスの対象外とされておりますが、報告書にも記載の通り、社会・経済活動の基盤としての重要性には変わりはないものと考えます。

仮に、接続料を東西別の接続料とした場合、西日本エリアにおいて電話料金が引き上げられるおそれがあり、企業経営等の経済活動や生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

従って、接続料の設定にあたっては、西日本経済が発展していく上での妨げとならないよう、東西均一の接続料を維持することを強く希望いたします。今回の報告書では、「東西均一接続料を維持することが適当」とされており、全面的に賛成いた

します。

(九州経済連合会)

加入電話サービスは、国民生活に不可欠なユニバーサルサービスであり、これまで長期間に亘って全国均一料金が適用され、国民経済や生活に深く浸透してきた社会・経済生活の基盤であります。また、市内通話については、平成17年度にユニバーサルサービスの対象外とされておりますが、報告書にも記載のとおり、社会・経済活動の基盤としての重要性は変わりはないものと考えます。

仮に、接続料を東西別の接続料とした場合、西日本エリアにおいて電話料金が引き上げられる恐れがあり、企業経営等の経済活動や生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

従って、接続料の設定にあたっては、西日本経済が発展していくうえでの妨げとならないよう、東西均一の接続料を維持することを強く要望いたします。

今回の報告書では、『東西均一接続料を維持することが適当』とされており、全面的に賛成いたします。

(山口県経営者協会)

今回の報告書では、「東西均一接続料を採用することが適当」としており、賛成します。

本答申(案)の第4章「接続料における東西格差」2.平成20年度以降の接続料における東西格差の扱いについて、加入電話サービスは、国民生活に必要不可欠なユニバーサルサービスであり、これまで長期間にわたって全国均一料金が適用され、国民経済や生活に深く浸透した社会・経済活動の基盤となっております。

また、市内通話については、平成17年にユニバーサルサービスの対象外とされておりますが、報告書にも記載のとおり、社会・経済活動の基盤としての重要性には、変わらないものと考えます。

仮に、接続料を東西別の接続料とした場合、西日本エリアにおいて電話料金が引き上げられるおそれがあり、企業経営等や生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

したがって、接続料の設定にあたっては、日本経済が発展していく上での妨げとならないよう、東西均一の接続料とすることを強く要望いたします。

<p>(静岡県)</p> <p>固定電話サービスは、国民生活に不可欠なユニバーサルサービスとして、これまで長期間にわたって全国均一料金が維持されておりますが、接続料を東西別とした場合には、市内料金においても東西格差が生じ、西日本エリアにおいて電話料金が引き上げられるおそれがあり、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>このため、本市では、これまでと同様に、東西均一接続料が維持されることを強く要望いたします。</p> <p>(静岡市)</p> <p>加入電話サービスは、国民生活に不可欠なユニバーサルサービスであり、これまで長期間にわたって全国均一料金が適用され、国民経済や生活に深く浸透した社会・経済活動の基盤であります。また、市内通話については、平成 17 年にユニバーサルサービスの対象外とされておりますが、報告書にも記載のとおり、社会・経済活動の基盤としての重要性に変わりはないものと考えます。</p> <p>仮に、接続料を東西別の接続料とした場合、西日本エリアにおいて電話料金が引き上げられるおそれがあり、企業経営等の経済活動や生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。</p> <p>従って、接続料の設定にあたっては、西日本経済が発展していく上での妨げとならないよう、東西均一の接続料を維持することを強く要望いたします。今回の報告書では、「東西均一接続料を維持することが適当」とされており、全面的に賛成いたします。</p> <p>(島根県)</p>	
<p>意見 15 東西均一接続料とする場合には、現行の東西交付金制度の維持継続が必要。</p>	<p>考え方 15</p>
<p>東西均一接続料とする場合には、現行の東西交付金制度又はこれと同等の仕組みが前提であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>東西均一の接続料を維持した場合には、NTT西日本において適切な投資コスト</p>	<p>現行の東西交付金制度の扱いについては、今後、行政当局において検討し、必要に応じて措置されるべき事項である。</p>

<p>の回収ができず、経営が不安定になる恐れがある。これは四国および西日本経済にとって看過し得ないことであり、そのための措置として、現行の東西交付金制度の維持継続を要望する。</p> <p>(四国経済連合会)</p> <p>東西均一の接続料を維持した場合には、NTT西日本において適切な投資コストの回収が出来ず、経営が不安定になるおそれがありますが、このことは西日本経済にとって好ましくないことであり、経営安定化に向けた措置として、現行の東西交付金制度の維持を要望いたします。</p> <p>(九州経済連合会)</p>	
<p>意見16 東西別の接続料設定を行う方向で検討すべき。</p>	<p>考え方16</p>
<p>東西別接続料の設定については、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、本来行われるべき東西別の接続料設定を行う方向で、今後も検討を継続して頂きたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>NTT 東西は別の事業会社であり、両者間のヤードスティック競争を進展させるためにも、接続料は個別に設定されるべきと考えます。</p> <p>東西別の接続料格差を認めることでヤードスティック競争が機能し、NTT 東西における経営効率化競争は最終的には NTT 東西双方において利用者料金の低廉化につながる考えられます。この場合、仮に接続料の東西格差が利用者料金に反映されたとしても、利用者はそれぞれ料金の低廉化という便益を享受できることになると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>答申(案)にありますように、NTT東西別に接続料金を設定することは本来的には適当であり、NTT分割の趣旨となるNTT東西のヤードスティック競争を促進する考え方に鑑みれば、NTT東西同一の接続料金の設定は、NTT東西の自主性を損ねていると考えます。</p>	<p>接続料規則における接続料原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、指摘のとおり、本来、東西別に接続料を設定することが適当である。</p> <p>他方、答申(案)に示したとおり、東西別接続料を設定することについては、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があり十分な社会的コンセンサスを得ることは困難であること、また、西日本を営業区域とする電気通信事業者に対する通話料金の値上げ圧力が比較的大きいこと等を勘案すれば、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。</p> <p>ただし、今後、接続料の算定方法を見直し、NTT西日本が実際に行う効率化が接続料に十分反映されるようになる場合には、東西別接続料の設定についての社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で、改めて検討することが適当である。</p>

<p>したがって、社会的コンセンサスの状況に配慮は必要なものの、NTT東西別の接続料設定を積極的に検討すべきと考えます。</p> <p>また、NTT西日本においては、東西格差が縮小すべく更なる効率化を図るべきだと考えます。なお、効率化が実施されているか、定期的に第三者等によるチェックを行うことが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>結論的に「平成20年度以降の接続料において、…東西別接続料を設定することについて、十分な社会的コンセンサスを得ることは困難と考えられる。」(p34、6から8行目)とされているところにつきましては、</p> <p>(1)東西別接続料の設定は、東西NTT会社間のヤードスティック競争の大きな端緒となること</p> <p>(2)本答申(案)でも「NTT西日本は、利用者料金を値上げしないという選択肢を採ることは可能である」(p35、11から13行目)とされていること</p> <p>(3)NTT東日本の利用者料金の値下げの可能性などを考慮しますと、「困難と考えられる。」と言い切れるのか、さらなる吟味が求められるように思われます。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見17 「おそれ」を「可能性」、「メリット」を「影響」にするなど、東西別接続料の設定に係る各所の表現について工夫すべき。</p>	<p>考え方17</p>
<p>1 「東西別接続に移行した場合、利用者料金における東西格差につながるおそれ」(p34、2から3行目)の「おそれ」を、例えば「可能性」のような価値判断のニュートラルな表現にされてはと思います。(p34、7行目、p36、2行目の「地域格差につながるおそれ」についても同様です。)</p> <p>(理由)</p> <p>利用者料金の地域格差が生じることは、多元的な競争主体間でのヤードスティック競争のインセンティブになり、答申(案)でも紹介されている意見(「NTT東西間の競争により通話料金が全体的に低廉化する可能性についても考慮すべきとする意見(ソフトバンク)」)にもありますように、ポジティブな評価が可能ですので、地域格差につながる「おそれ」という、一定の価値判断を前提とするような表現は、適切ではないように思われます。</p>	<p>まず、1点目及び2点目については、指摘を踏まえ修文することとする。</p> <p>次に、4点目については、指摘のとおり、東西別接続料の設定によりNTT東日本が利用者料金の値下げを行う可能性は否定できないが、他方、従前より接続料における東西格差の扱いに係る検討において、東西別接続料設定がもたらす西日本地域への影響を考慮してきた経緯を踏まえ、本答申(案)においても、東西別接続料を設定した場合の西日本地域に与える影響の観点から検討を加えたものである。</p>

2 「以上のような、東西別接続料の設定によるメリット・デメリットを比較考慮すれば」(p35, 16行目)の「メリット・デメリット」を、例えば「影響」のように該記述内容に適した表現にされてはと思います。

(理由)

「以上のように」とありますが、「(2)考え方」には、該「デメリット」の記述は1箇所あるようですが(「…、その場合、特に西日本を営業区域とする電気通信事業者に対して、いわゆるプライス・スキーズを招来するおそれがあり、西日本地域における公正競争を阻害することとなる可能性もあると考えられる。」(p35, 13から15行目))、「メリット」の記述は皆無のように思われます。

3 上記2の(理由)で引用の箇所(p35, 13から15行目)を、もう少し敷衍をされて、多くの方に理解され易い記述にされるといいように思います。

4 「イ 東西別接続料の設定による公正競争上の影響」(p34)のところで、「NTT東日本」の接続料の低下からくる利用者料金の値下げの可能性の係わりについてもバランス上言及すべきと思われます。

(個人)

第5章 新モデルの適用期間

<p>意見18 新モデルの適用期間を平成22年までの3年間とすることに賛同。 新モデルの適用期間を平成22年までの3年間とする報告書の結論に賛同いたします。</p> <p>(KDDI)</p> <p>適用期間といった基本的なルールは、制度の安定性の観点から、頻繁に変更すべきではないと考えており、新モデルの適用期間として、従来の期間である「3年間とすることが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>考え方18</p>
<p>意見19 答申(案)のとおり、NTSコストの扱いについて、ユニバーサルサービス制度の在り方と密接に関連することから、ユニバーサルサービス制度の在り方の見直しに合わせ、所要の見直しを検討することが必要。</p> <p>答申(案)のとおり、NTSコストの扱いについて、ユニバーサルサービス制度の在り方と密接に関連することから、ユニバーサルサービス制度の在り方の見直しに合わせ、所要の見直しを検討することが必要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>答申(案)では、新モデルの適用期間を3年とした上で、「NTSコストの扱いについては、ユニバーサルサービス制度の在り方と密接に関連することから、次期接続料算定の在り方について検討を開始する前であっても、ユニバーサルサービス制度の在り方の見直しに合わせ、所要の見直しを検討することが適当」としています。</p> <p>今後ともユニバーサルサービスを安定的に提供するために、NTSコストの扱いについて接続料算定の在り方とユニバーサルサービス制度の在り方をあわせて検討するにあたっては、引き続き、事業者間における費用負担のバランスについて配慮することが必要であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>考え方19</p> <p>-</p>

第6章 新モデル適用期間後における接続料算定の在り方

<p>意見20 今後、LRIC 以外の算定方式も広く検討対象として、FS を通して検討を進めることが適当とする答申(案)の考え方に賛同。</p>	<p>考え方20</p>
<p>現時点では、新モデル適用期間後における IP 網への移行状況やネットワーク構造を予測するのは困難であり、今後、LRIC 以外の算定方式も広く検討対象として、FS を通して検討を進めることが適当とする答申(案)の考え方に賛成します。</p> <p>(九州通信ネットワーク)</p>	<p>-</p>
<p>意見21 PSTN と IP 網の並存期間に対応する抜本的な接続料算定の在り方については、平成 21 年まで待たずに早期に検討を開始することが必要。</p>	<p>考え方21</p>
<p>現行の LRIC モデルは PSTN をベースとして構築されていますが、平成 22 年(2010 年)には、光 IP 電話加入者数が加入電話・ISDN 加入者数を上回ると想定されているところであり、PSTN と IP 網の併存期間に対応する抜本的な接続料算定の在り方については、平成 21 年まで待たずに早期に検討を開始する必要があると考えます。</p> <p>なお、本答申(案)に記述のとおり、接続料算定方式には様々なバリエーションが考えられますが、非効率性の排除・透明性の確保の観点を考慮すると、少なくとも実際費用方式の採用は不相当であると考えます。</p> <p>また、採用された接続料算定方式に基づく費用が、実績の費用を上回るようになった場合には、差異が生じた原因を検証し、採用された方式の内容の修正(モデルの見直し等)を行うことで、常に接続料原価の低廉化を図ることが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、新モデル期間適用後における接続料算定の在り方については、十分な検討期間を設け、コスト算定方式も含めて多面的に検討する必要があることから、考え得る接続料の算定方式について、それらを採用することの可能性及び課題について更に検討を深めるため、平成21年度中に総務省においてフィージビリティスタディなどを行い、その検討結果を踏まえて改めて検討することが適当である。</p>
<p>意見22 接続料の在り方に関し見直しを行う際には、基本料の在り方・ユニバーサルサービス制度についても抜本的な議論を行う必要。</p>	<p>考え方22</p>
<p>接続料、基本料の在り方、ユニバーサルサービス制度は互いに密接に関係するものであり、接続料の在り方に関し見直しを行う際には、基本料の在り方・ユニバーサルサービス制度についても抜本的な議論を行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>答申(案)序章で示したとおり、PSTNからIP網へのマイグレーションが顕在化し、電気通信事業を取り巻く環境が本格的なIP時代の到来に向けて大きく変化している。こうした変化を踏まえ、今後の接続料算定の在り方については、多面的に検討を行うとともに、ユニバーサルサービス制度等が接続料算定の在り方とも密接に関連することから、これらとの整合性を確保しつつ、検討を進めていく必要がある。</p>
<p>意見23 固定電話網について「高度で新しい電気通信技術の導入により効率化が相当程度図られることが認められる」という長期増分費用方式を採用する前提が、現実の事業環境にそぐわないものになっているため、長期増分費用方式は</p>	<p>考え方23</p>

<p>早急に廃止し、実際にかかった費用を確実に回収できる仕組みに見直すことが必要。</p>	
<p>IP化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、固定電話サービスにおいては、高度な新技術の導入により効率化が図られるような環境にはなく、むしろ、市場規模の縮小によりスケールデメリットが発生する状況にあることから、固定電話網について「高度で新しい電気通信技術の導入により効率化が相当程度図られることが認められる」という長期増分費用方式を採用する前提が、現実の事業環境にそぐわないものになっているため、長期増分費用方式は早急に廃止すべきと考えます。</p> <p>その際、固定電話の減少によるスケールデメリットが生じる状況下で、ユニバーサルサービスとしての電話サービスを維持していくという社会的な責務を果たしていけるよう、接続料については、実績コストを確実に回収できる仕組みとすることが必要です。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>長期増分費用方式は、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を用いて瞬時に構築する」という現実の事業者には到底実現できない仮想的な前提に基づくことから、現実に投下した資本と乖離を生じています。</p> <p>また、IP化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により固定電話サービスにおいては、</p> <p>(1) 高度な新技術の導入により効率化が図られるような環境にはなく、また、</p> <p>(2) 市場規模の縮小により、投資単価・保守用物品コストの上昇や、設備の余剰キャパシティの発生等のスケールデメリットが発生する状況にあり、</p> <p>事業法第33条第5項で規定される「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」、「新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成する」といった長期増分費用方式の前提が、既に現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、長期増分費用方式を廃止し、実際にかかった費用を確実に回収できる仕組みに見直すことを要望します。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>長期増分費用モデルは、透明かつ客観的なモデルに基づき算定されており、接続料収入に占める PSTN の大きさやネットワーク構成上多くを占める PSTN には依然として非効率性が内在していると考えられることを踏まえれば、非効率性を排除する方式として、なお一定の意義を有していると考えられるが、今後の IP化の進展状況を踏まえ、PSTNの接続料算定の在り方については、コスト算定方式を含めて多面的に検討していく必要がある。</p>